

掲示期間 10.10 - 10.19

新潟市文化財旧小澤家住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月10日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第65号

新潟市文化財旧小澤家住宅条例の一部を改正する条例

新潟市文化財旧小澤家住宅条例（平成22年新潟市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1一般の項中「200」を「260」に、「160」を「200」に改め、同表小学生・中学生の項中「100」を「130」に、「80」を「100」に改める。

別表第2離れ座敷の項中「900」を「1,170」に、「1,500」を「1,950」に改め、同表道具蔵の項中「600」を「780」に、「1,000」を「1,300」に改め、同表次ノ間の項中「500」を「650」に、「800」を「1,040」に改め、同表寝間の項中「500」を「650」に、「800」を「1,040」に改め、同表藤ノ間（1）の項中「600」を「780」に、「1,000」を「1,300」に改め、同表藤ノ間（2）の項中「600」を「780」に、「1,000」を「1,300」に改め、同表中備考7を備考8とし、備考6の次に次のように加える。

7 使用料に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の新潟市文化財旧小澤家住宅条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例

の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

（適用区分）

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市文化財旧小澤家住宅の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。